

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年 4月25日

茨城県監査委員	菊池敏行
同	常井洋治
同	岡野栄治
同	羽生健志

## 1 実施方針

- (1) 予算の執行等の財務に関する事務又は経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているか、という正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視した監査を実施する。
- (2) 職員による不適切な事務処理等が発生している状況に鑑み、事務事業の管理執行体制の観点も考慮した監査を実施する。
- (3) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認する。

## 2 監査の対象機関 27 機関

所管部局	監査対象機関名
保健福祉部	県立中央看護専門学校
保健福祉部	県立茨城学園
農林水産部	畜産センター
農林水産部	農業総合センター山間地帯特産指導所
教育庁	日立第二高等学校
教育庁	日立商業高等学校
教育庁	小瀬高等学校
教育庁	水戸桜ノ牧高等学校常北校
教育庁	勝田高等学校
教育庁	友部高等学校
教育庁	石岡第二高等学校
教育庁	竜ヶ崎南高等学校
教育庁	取手第二高等学校
教育庁	取手松陽高等学校
教育庁	茎崎高等学校
教育庁	下館第二高等学校
教育庁	下妻第二高等学校
教育庁	岩井高等学校
教育庁	坂東総合高等学校
教育庁	常陸太田特別支援学校
教育庁	伊奈特別支援学校
教育庁	下妻特別支援学校
教育庁	境特別支援学校
警察本部	ひたちなか警察署
警察本部	太田警察署
警察本部	大子警察署
警察本部	つくば中央警察署

### 3 監査実施期間

平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

### 4 定期監査の結果

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については、指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意事項とする。

監査の結果、次のとおり、指摘事項又は注意事項が認められた。

#### (1) 指摘事項

該当なし

#### (2) 注意事項

所管部局・監査対象機関名		監査の結果
警察本部	太田警察署	随意契約の見積合わせにおいて、予定価格の範囲内で最低額の同価の見積をした者が2者以上であったにもかかわらず、茨城県物品調達等事務手続に基づきくじで契約相手方の決定を行わなかったことは適切でない。